

令和 8 年度 安曇野市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、安曇野市の「令和 8 年度 安曇野市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託」について、能力、意欲、資質等を適正かつ公平に評価し業務遂行能力の高い優秀な受託事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により参加者に企画提案を求め、審査することについて必要な事項を定めることを目的とする

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度 安曇野市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

(5) 提案上限金額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル スケジュール

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 令和 8 年 10 月 19 日（月） | 公告、参加表明書の受付開始 |
| (2) 令和 8 年 10 月 23 日（金） | 実施要項等に対する質疑の提出期限 |
| (3) 令和 8 年 10 月 27 日（火） | 質疑回答 |
| (4) 令和 8 年 10 月 30 日（金） | 参加表明書の提出期限 |
| (5) 令和 8 年 11 月 6 日（金） | 企画提案書等の提出期限 |
| (6) 令和 8 年 11 月 13 日（金） | 審査（プレゼンテーション・ヒアリング） |
| (7) 令和 8 年 11 月 16 日（月）以降 | 審査結果通知、契約締結 |

4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 安曇野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者であって、下記 6 による手続を行い、参加資格が認められたときはこの限りでない。
- (3) 参加表明書の提出時において、安曇野市から指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 過去に環境省の「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援」業務又は類似業務の実施実績を 1 件以上有すること。（共同企業体構成員での実績を含む）
- (6) 業務実施体制に第三種電気主任技術者 2 名以上、エネルギー管理士を 1 名以上含むこと。

5 実施要領等に対する質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出場所 市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係
- (3) 提出方法 電子メール（宛先 zerocarbon@city.azumino.nagano.jp）
- (4) 提出書類 質問書（様式第 1 号）
- (5) 回答方法 受け付けた質問及び回答は、安曇野市ホームページに掲載する。
- (6) その他 質問書の回答は、実施要領又は仕様書の細部説明若しくは補足とする。

6 参加表明書の提出

提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時まで（必着）
提出場所	市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。） ※郵送の場合、書留郵便等 送達記録が確認できる方法
提出書類	① 参加表明書（様式第 2 号） 1 部 ② 事業者の概要が分かる資料（企業パンフレット等も可） 1 部 《入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類》 ※上記の提出書類に加え、下記の書類を提出すること。 ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部 ④ 印鑑証明書 1 部 （③、④ともに写し可、参加表明書提出日から 3 か月以内に発行のもの） ⑤ 使用印鑑届 1 部 （④印鑑証明書により届出されている印鑑を使用する場合は提出不要）
その他	参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 3 号）を提出すること。

7 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

- ① 企画提案届出書（様式第4号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）
 - ・ 別紙仕様書に従い詳細の分かるもの。
 - ・ 消費税及び地方消費税を含む金額で記載する。
 - ・ 参考見積額が上記「2 業務概要（5）提案上限金額」を上回る場合は、失格とする。

(2) 企画提案書等の作成上の留意事項

- ① 企画提案書の構成は、最初に基本項目として会社概要、類似業務の実績を記載し、以降は仕様書に沿って作成する
- ② 企画提案書において、次の項目について記載すること
 - ・ 別紙仕様書に記載の各業務の取組方針（どのような手法、観点で取り組むか）
 - ・ 業務遂行体制、各業務のスケジュール
- ③ 企画提案書の体裁はA4判を原則とし、内容に応じてA3判を使用してよいものとする。
ただし、プレゼンテーションはリモート形式であることに留意する。
- ④ 安曇野市において審査の際使用するミーティングボード（ディスプレイ）のサイズは75インチとなる。
- ⑤ 書式、縦横、提案枚数は任意とする。

8 企画提案書等の提出及び方法

参加表明書を提出した者は、以下により企画提案書等を提出すること。

提出期限	令和8年11月6日（金）午後5時まで
提出場所	市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。） ※郵送の場合、書留郵便等 送達記録が確認できる方法
提出書類	企画提案書を次の部数提出する 正本 1部 副本 6部 電子媒体 一式※正本の電子データ（Word、Excel、powerPoint 又は PDF 形式）を DVD 等に保存し提出
注意事項	・ 企画提案書等の提出後における書類の追加、修正、再提出は認めない。 ・ 提出された企画提案書等は、契約締結者を除き、プロポーザル終了後に1部（正本）を除いて返却する。なお、本案件に係る開示請求があった場合は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）に基づき企画提案書等を開示することがある。

9 選考の方法

(1) 基本事項

令和8年度 安曇野市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託 公募型プロポーザル審査委員会を設置し、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査、評価する。

(2) プレゼンテーション

期日・会場	令和8年11月13日（金）※詳細は別途通知する。
開催方法	安曇野市役所本庁舎、または、オンライン（Web会議サービス）
提案時間	1事業者当たり、説明25分以内（準備時間含む。）、質疑応答5分以内とする。
実施方法	・プレゼンテーションは提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は本市から求めがあった場合を除き認めない。 ・開催会場については、安曇野市役所本庁舎又はオンラインのどちらかを、各事業者が選択できるものとする。 ・本庁舎にてプレゼンテーションを行う場合、使用する物品のうち、電源、モニター及びHDMIケーブル以外のものは、各事業者で用意すること。 ・オンラインにてプレゼンテーションを行う場合は、本市より事前に通知するWeb会議サービスのURL又はミーティングIDにより参加し、プレゼンテーションを行うこと。
留意事項	・参加事業者が1者の場合は、1者であることを明かさずにプレゼンテーションを実施する。 ・プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とするが、オンラインを希望する事業者は、安曇野市役所本庁舎を希望する事業者の後に提出順で行う。 ・プレゼンテーションを欠席した場合は失格とする。 ・プレゼンテーションは非公開とする。 ・参加事業者による会場内での録音及び録画は禁止とする。

(3) 評価基準

項目		評価基準	配点
総合評価		本業務を委託するに相応しい者かどうか「会社概要」、「業務体制及び業務実績」等の業務遂行力を評価する。	1～10
実績		類似業務の受注実績等から、本業務を委託するにふさわしい事業者であるかを評価する。	1～10
企画提案書	理解度	市及び国の方針を的確に把握・理解しているか。	1～10
	専門性	高度な知見や専門性の高い提案がされているか	1～10
	支援体制	従事者の経験や能力を含めて、本業務を適切で確実に実施できる人員体制や役割分担になっているか。	1～10
	スケジュール	各業務の実施時期の考え方や完了までのスケジュールが実施可能で無理のない日程で提案されているか。	1～10

	プレゼンテーション	提案内容を的確かつ簡潔に説明しているか。質疑に対して的確に回答しているか。	1～10
	独自性・意欲	業務を充実させる有益な独自の提案、意欲があるか	1～10

(4) 審査結果の集計

- ① 各審査委員は、審査項目ごとに点数を付け、合計得点の高い順に順位づけを行う。なお、同点の場合はそれぞれ同着とし、以下提案者の順位を繰り下げる。
- ② 各審査委員が行った順位付けに対し、1位を最も多く付けた提案者を受託候補者とする。1位が同数の場合は、順位1位同数の提案者の中で順位2位を最も多く付けた提案者を受託候補者とする。以下同数の場合は同様に3位、4位と続け、受託候補者1者を選定する。
- ③ 参加者が1事業者のみであっても、提案内容の審査は行う。ただし、全審査委員の評価点の平均が満点の6割を下回る場合は、不採用とする。
- ④ 参考見積額は、提案上限金額の確認に使用するが、評価には反映しない。

(5) 選定結果の通知

参加者には、順位点及び順位を記したプロポーザル審査結果通知書を送付する。

なお、審査結果に関する異議の申立て並びに順位点及び順位以外の評価内容の公表には応じない。

10 審査結果の公表

本プロポーザルによる受託候補者決定における経過について、公平性及び透明性を高めると共に説明責任を果たすため、以下によりプロポーザルの実施に関する情報について公表するものとする。なお、受託候補者は、優先的に契約をすることができる者であり、契約そのものを保証するものではない。

(1) 公表する情報の範囲

- ① 受託候補者名
- ② 受託候補者の提案(受託候補者の了承を得られない部分は非公開とする。)
- ③ 審査委員別順位表(受託候補者以外の参加者名は非公開とする。)
- ④ 審査委員名簿

(2) 公表の方法は、安曇野市ホームページへの掲載により行うものとする。

11 契約について

- (1) 契約の締結に当たっては、提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、契約書、仕様書等について、受託候補者と別途協議する。ただし、契約金額は、「2 業務概要 (5) 提案上限金額」記載の見積金額の範囲内とする。
- (2) 契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

12 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出並びに提案プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 選定経緯及び審査結果に対する異議、不服申立ては一切受け付けない。
- (3) 提出される全ての書類及び資料は、審査以外の目的には使用しない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、審査の前後にかかわらず参加者を失格とすることがある。
 - ①参加資格を満たしていない場合
 - ②提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合
 - ③参加資格に虚偽の記載が判明した場合
- (5) 本要領に定めのない事項については、安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（平成 23 年 3 月 1 日）に定めるところによる。

13 担当部署（問合せ先・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係

担当：平沢

TEL：0263-71-2085 FAX：0263-72-3176

E-Mail：zerocarbon@city.azumino.nagano.jp